

# 認定・特例認定NPO法人へのご寄付は 税制優遇の対象となります



## ① 寄付者(個人)の税制優遇

寄付したお金の **最大** 約50%が戻ってきます。

【寄付金控除のしくみ】  
住民税も対象となる場合

30代 会社員の例  
年収 420万円  
課税対象所得 226万円  
所得税率 10%

最大約50%の  
税額控除 = **減税**

“減税”という形で  
キャッシュバック  
されるんだね～!

還付

税額控除  
最大1万4,000円

(所得控除だと)  
最大5,600円

国・自治体

計3万円を寄付

8,000円

公益財団法人  
A

20,000円

認定NPO法人  
B

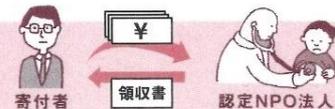
2,000円

特例認定NPO法人  
C



## ポイント 確定申告等の手続きは簡単3ステップ!

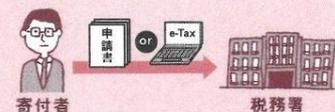
**ステップ 1**  **領収書受領**  
認定・特例認定NPO法人に寄付(対価性のない賛助会費等を含む)をして、領収書を受け取ります。



**ステップ 2**  **源泉徴収票入手**  
寄付金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告(還付申告)」が必要です。お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。



**ステップ 3**  **確定申告書作成・提出**  
確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。確定申告書に下記を添えて、お住まいの管轄の税務署に提出します。  
・領収証 ・源泉徴収票 ・認定NPO法人寄付金特別控除額の計算明細表  
※受付期間は、例年2月中旬～3月中旬です。



**ゴール!**  **還付金受領**  
申告内容に問題がなければ、4月頃、還付金が振り込まれます。  
※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶ <https://www.nta.go.jp/>

認定・特例認定NPO法人一覧は内閣府ホームページへ ▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

② 寄付者(相続人)の税制優遇 ※特例認定は適用対象外

# 寄付した相続財産が非課税になります。

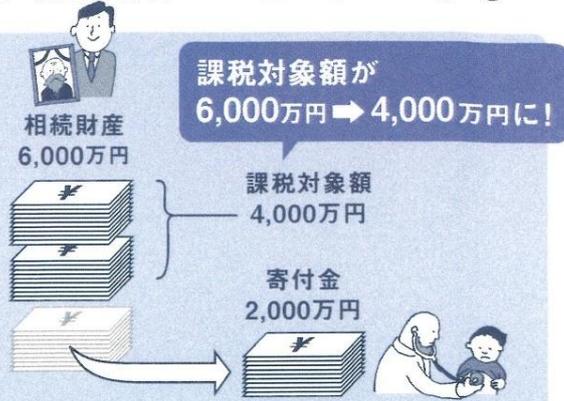
【例】6,000万円の相続財産があった場合

このうちの2,000万円を認定NPO法人に寄付すれば  
相続税の課税対象額は4,000万円になります。

さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、  
「寄付金控除(税額控除・所得控除)」も利用できます。

\*表面参照

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。



③ 寄付者(法人)の税制優遇

# 損金算入限度額<sup>※1</sup>の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額

$$= \text{一般損金算入限度額} + \text{特別損金算入限度額}$$

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円<sup>※2</sup>の場合の  
寄付金損金算入限度額



※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金(法人税法上認められている費用、損失など)としてできる限度額をいいます。  
※2 寄付金支出前の金額。



## 認定NPO法人とは

認定(特例認定)NPO法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定(特例認定)を受けたNPO法人です。公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。



発行日：2018年5月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
TEL：03-5439-4021 Eメール：npoweb@abelia.ocn.ne.jp  
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先

## 認定NPO法人 翼学園

〒790-0047 愛媛県松山市余戸南3丁目3-39  
TEL:089-971-5706 FAX:089-965-2806  
HP：<http://www.tsubasa-room.jp/>  
E-mail：[kokorono-tsubasa@mb.pikara.ne.jp](mailto:kokorono-tsubasa@mb.pikara.ne.jp)

ホームページ

